

新年の抱負



今年もよろしくお祈りします。

今年の抱負は、家族のために月1程度で料理する！です。

以前から、妻より「たまには料理をしてほしい。私が風邪で寝込んだりしたときに誰が食事の準備をするんだ」と言われ続け、そのたびになんとなくはぐらかしてきました。

しかし、そのような緊急事態に子どもを外食に連れていくのも大変ですし、出来合いの物を買ってすますのも栄養バランス的に不安です。なにより、パパの作ったものをおいしそうに食べる息子の顔を見てみたくなりました。せっかく作っても食ベムラがひどいので食べてくれない可能性が高いですが。。。

とりあえず、作る方は妻より器用なのでなんとかなるかなと楽観的に考えています（千切りは私の方が細く切れます）。

調停の控え室

調停では、一方が調停委員と話し合いをしている最中は、もう一方はどこかで待っていなければなりません。そこで、裁判所には必ず控え室があります。しかも、交代時に当事者が鉢合わせしなくてよいように、申立人控え室と相手方控え室がそれぞれ準備されています。

私は、この前、別件で受任している事件の相手方本人と同じ控え室になってしまい、ちょっと気まぐずかったです。

仮差押え時の担保金の取戻し

不動産の仮差押えを取り下げる機会がありました。

仮差押えは、財産を他に逃がされないようにする手続です。逃がされても問題がなくなった場合には仮差押えを取り下げることとなります。

仮差押えをする場合、法務局に担保金を供託するので、それを取り下げる場合は、その担保金を返してもらう手続もしなければなりません。その手続が担保取消しの申立てです。

担保取消しに必要な書類は、裁判での勝訴判決か相手方の同意が必要となります。私は、何度かこの手続をしたことがあります。いずれも同意型で取消しをしています。今回も同意型でした。

同意をもらう場合には、なんらかの交換条件とともに同意書に署名押印してもらうことがあります。不備のある書類を作成してしまうと、相手によっては再度の署名押印を拒まれてしまうことがありますので、形式的な書面ではありますが作成には細心の注意を払わなければなりません。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手2-10-15 ナガタニビル5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設